

# 廃スプリングマットレスの処分について

廃スプリングマットレスは、廃棄物処理法で処理困難物として指定されています。これまでは、苦慮の上、当施設で処理対応してまいりましたが、今般、適正に処理を行えない物が大半を占めております。つきましては、処分方法の見直しを下記期日より実施いたしますので、今後におかれましては、次のいずれかの処分方法で処理をお願いします。

処分変更期日：令和2年10月1日より

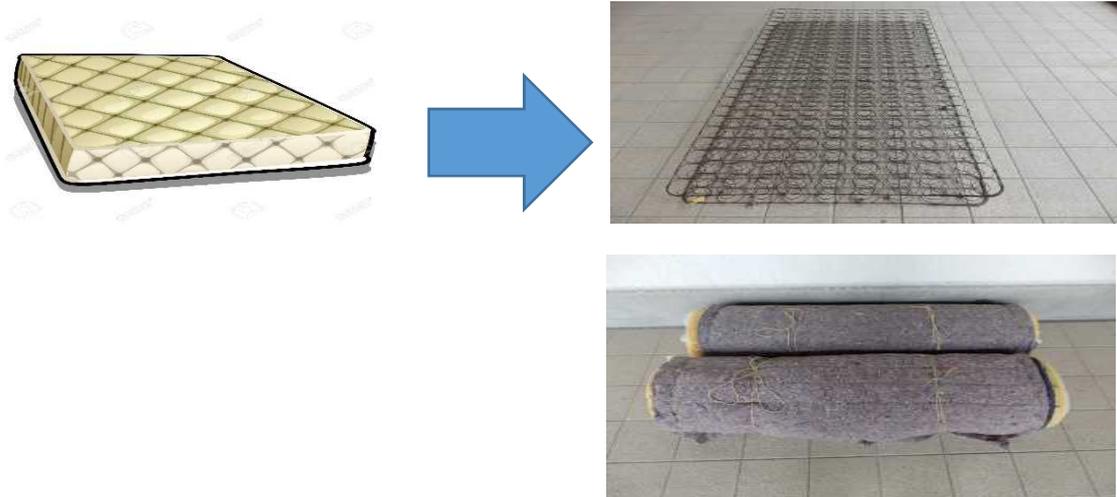
## 方法1

マットレスを購入したお店や買い換えたお店に処理を依頼。

## 方法2

自身でマットレスを解体し、可燃ごみ(布・綿等)と不燃ごみ(金属コイル等)選別できる場合においては、直接、環境美化センターに持ち込むことは可能です。

(例) 解体してあれば持ち込みできます。



## 方法3

廃棄物処理協力事業者（一般廃棄物収集業許可事業者・古物商）に依頼。

事業者：クロダ株式会社

住所：富士吉田市大明見1丁目58番1号

電話：0555-22-2586

※処理料金については、事業者にお問い合わせください。

問合せ

富士吉田市環境美化センター

☎0555-22-0030